JADTA 会則

第1章 総則

第1条 本会は日本ダンス・セラピー協会 (Japan Dance Therapy Association, 略称 JADTA) と 称する。

第2章 目的及び事業

- 第2条 この会はダンス・セラピーに関する研究・実践を促進し、会員相互の情報交換と技術交流を図り、ダンス・セラピーの学術研究の発展と専門技術の普及を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下のような事業を行う。
 - 1. 総会は原則として年一回行う。
 - 2. 会報『JADTA News』および研究誌『ダンス・セラピー研究』の発刊。協会ホームページの作成、運営。
 - 3. 会員のワークショップ及び研究発表を主とする研究大会の開催。
 - 4. 実践・研究の発展充実のための研究会の開催。
 - 5. ダンスセラピスト, アソシエイト・ダンスセラピスト, ダンスセラピー・リーダー の資格認定。
 - 6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員

- 第4条 本会は、正会員、学生会員及び賛助会員を以て組織する。
- 第5条 本会の趣旨に賛成し、その目的達成に努力しようとするものは、理事会の承認を経て総会で報告されることにより会員になることができる。
- 第6条 会員は、本会の主催する研究大会ならびに研究誌に実践・研究を発表することができる。
- 第7条 本会の趣旨に賛同した団体は、理事会を経て総会の承認により賛助会員となることができる。賛助会員となっている団体の構成員は団体を離れた後、正規の手続きを経て正会員、 又は、学生会員になることができる。
- 第8条 本会を退会しようとする会員は、あらかじめ本会事務局へ届け出なければならない。
- 第9条 退会届けが無いまま年会費を2年間滞納した者は、退会扱いとする。そのような形で退会した者が再入会を希望する場合は、以前入会していた時に滞納していた会費を納めた上で再入会の手続きを取ることとする。
- 第 10 条 会員が義務を怠り、本会の名誉を傷つけたり不利益を与えたりした場合は理事会の議 決により、資格を剥奪し除名させられることがある。

第4章 役員

- 第11条 本会は以下の役員をおく。
 - 1. 会長 1名

- 2. 副会長 2名
- 3. 理事 若干名(但し,事務局担当理事及び会計担当理事を各1名ずつ選任する。)
- 4. 監事 2名
- 5. 評議員 若干名
- 第12条 理事, 監事, 評議員は総会において会員の中から互選する。会長, 副会長は理事の中から互選し, 総会において会員の承認を得る。
- 第13条 本会は顧問若干名をおくことができる。顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 第 14 条 会長としての任期を終えた後も、本会の運営及び発展に寄与するため、オブザーバー としての地位を表すためのものとして、名誉会長の職をおくことができる。

第5章 役員の任務,任期

- 第15条 本会の役員の任務は次の通りである。
 - 1. 会長はこの会を代表し、会務を掌握する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長の欠けるときはこれを代理する。また会長の委託に基づき、会務を処理する。
 - 3. 理事は本会の運営を審議し、処理する。
 - 4. 監事は、会計を監査する。
 - 5. 評議員は、各々の地域、分野において活動の中心になる。
 - 6. 顧問は会長の諮問に対して意見を述べ、また会議に出席して意見を述べる。
- 第16条 本会の役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6章 会議

【会議の種類】

第17条 会議は総会,理事会及び専門委員会がある。

【招集】

第18条 総会、理事会においては会長が、委員会においては当該委員長が会議の招集をする。

【総会】

- 第19条 総会は、会員をもって構成し、会長が年に1回招集する。総会においては以下の事項について報告決議する。
 - 1. 事業計画及び収支予算計画の承認
 - 2. 事業報告及び収支決算報告の承認
 - 3. 新入会員及び退会会員の報告
 - 4. 役員改選及び会則改正の承認
 - 5. ダンスセラピスト, アソシエイト・ダンスセラピスト, ダンスセラピー・リーダー 認定の報告
 - 6. その他 必要な事項

【理事会】

第 20 条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。理事会において

は以下の事項を協議する。

- 1. 会務の執行に関する事項
- 2. 会長、副会長候補者の選出
- 3. 総会に提出する議案の審議
- 4. 会員の入会, 退会の承認
- 5. 専門委員会の設置と運営に関する事項の審議
- 6. その他 必要な事項

【専門委員会】

- 第21条 理事会は必要とされる専門委員会を設置することができる。
- 第22条 専門委員は理事から互選され、委員長は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第7章 研究大会,講習会,メディア媒体発行ならびに協会費

【研究大会】

- 第23条 研究大会ならびに総会は年1回行う。
- 第 24 条 研究大会会長は前年度の定例理事会において理事の中から選考し、会長が委嘱する。 研究大会会長は総会ならびに研究大会開催のための理事会の議長を務める。

【講習会】

第 25 条 専門委員会の判断により必要と思われる講習会は、理事会の議決を経て実施することができる。

【メディア媒体発行】

- 第 26 条 会報,研究誌ならびにホームページなど,協会のメディア媒体は各編集委員会において企画編集を行う。
- 第 27 条 編集委員長は会長が理事の中から委嘱し、編集委員は編集委員長が正会員の中から若 干名選任する。

【協会費】

第28条 会費は以下の通りとする。ただし、既納の会費は返還しない。会費の改訂は理事会を経 て総会で承認される。

入会金 3,000円

正会員 年間 7,000 円

学生会員 年間 3,000円

賛助会員 一口 50,000 円

- 第29条 会員は所定の会費を納入しなければならない。
- 第30条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第8章 資格認定

- 第 31 条 本会で定めた資格要件を満たしていると判断されたものに対し、専門委員会における 審査および理事会の承認を経て、以下の資格を認定することができる。
 - 1. ダンスセラピスト

- 2. アソシエイト・ダンスセラピスト
- 3. ダンスセラピー・リーダー
- 第32条 資格申請の受理,資格審査ならびに資格更新等については,専門委員会が定めた細則に則って施行される。
- 第 33 条 本会で定めたダンスセラピスト倫理規定に違背し、本会の社会的信用を著しく傷つける行為があった場合、あるいは資格更新に必要な手続きを怠った場合は、理事会の議決を経て、資格を剥奪し除名とすることができる。

第9章 雑則

- 第34条 本会会則変更は、理事会の議決を経て総会の承認により決定する。
- 第35条 本会は平成19年2月22日付けで以下の用語を商標登録した。
 - 1. 日本ダンス・セラピー協会

(商願 2006-038566)

2. **ブ**ダンスセラピスト

(商願 2006-038567)

第10章 付則

第36条 本会の事務局を東京都江戸川区東葛西6-7-5吉卯産業ビル1F 滋慶イースト本部内におく。

本会会則は、平成19年9月1日より施行される。